

経営会議の内容

件 名	大和市社会福社会館条例を廃止する条例の制定について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成27年 7月17日（金） 9：10～ 9：40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、健康福祉総務課長、社会福社会館館長
提 出 理 由	社会福社会館の廃止について、社会福祉審議会への諮問を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・施設廃止後の敷地は、防災的な機能などを備えた公園として活用していくとの方向性であるが、当該用地は東側を流れる境川と比べて高台に位置しているので、十分にその機能を果たせると捉えられる。 ・環境農政部としては、健康福祉部と連携しながら、周辺自治会などに丁寧に説明し、円滑に公園整備を進めていきたいと考えている。 ・社会福社会館を現在も利用している人のニーズについては、他の市の施設で賄いきれるのか。 （所管部）生涯学習センターなど周辺の公共施設の利用率を踏まえると、受け入れる余裕があるので、問題ないと捉えている。 ・社会福社会館は下水処理施設の設置に伴う臭気や騒音等による周辺住民への配慮として設置された経過がある。社会福社会館を設置するにあたり、当時、自治会等との取り決めはなかったのか。また、施設の廃止に向けて、周知期間をもう少し長く取る必要はないか。 （所管部）社会福社会館の建設当時の取り決めがないかを調べたが、確認できなかった。なお、周辺の方からは、当時と比べると現在の臭気はほとんど気にならないとの声も聞かれる。周知期間であるが、現在、周辺自治会から、当該用地を公園や広場として多目的に利用したいとの希望が多数出ている状況をふまえると、周知期間は3ヶ月で足り得ると考えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。